

令和6年度
堺市ベンチャー調達認定制度
募 集 要 領

■受付及びお問合せ先■

堺市 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

TEL 072-228-7629

FAX 072-228-8816

E-mail itosoku@city.sakai.lg.jp

I 制度の概要

本制度は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定し、認定事業者の初期需要創出及び信頼性向上による販路開拓を支援することで、本市の経済活性化を図るとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づき、当該新商品等を市が随意契約により調達することを可能とする制度です。

※必ずしも認定した新商品等を市が購入するものではありません。

II 募集内容等

(1) 対象となる新商品等

対象となる新商品及び新役務（以下「新商品等」といいます。）は次に掲げる要件を全て満たすものとします。（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。）

- ①申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
- ②既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
- ③市場性が見込まれる商品又は役務であること
- ④市の機関において使途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
- ⑤関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること

(2) 対象者

次の①～③の要件をすべて満たす事業者

- ①中小企業基本法第2条第1項に該当し、堺市内に事業所を有する（個人の場合は市内に住所を有する）者

＜中小企業基本法上の中小企業者の考え方＞

（出典）中小企業庁 HP

○下表の「資本金の額または出資の総額」「従業員数」のいずれかに該当する会社と個人。

業 種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※法人の場合、対象となる法人は下記のとおりです。

会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社）、農業法人（会社法の会社または有限会社に限る）、士業法人（弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人）

②市税の滞納がない者

③堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者

Ⅲ 申請方法等

(1) 申請書類

次の書類を提出してください。

申請に必要な書類
① 新事業分野開拓事業者認定申請書(様式第1号)
② 実施計画書(様式第2号)
③ 暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式第3号)
④ 役員情報届出書(様式第3号の2) ※法人の場合に限る
⑤ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書(原本) ※個人事業者の場合は、(i)発行後3か月以内の住民票、(ii)個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の控え、の両方。
⑥ 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書(原本) ※原則として発行後3か月以内のもの。 ※第1期決算未達の場合は、申立書。 ※個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税。
⑦ 直近2営業期間の決算書又は業務報告書 ※これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容等の概要を記載した書類
⑧ その他新商品等の詳細が分かる資料 《5部》 新商品等のパンフレットや品質証明書、試験成績表等特許の取得状況が確認できる資料など

※必要に応じて、追加の書類や商品を提出していただく場合があります。

(参考) 履歴事項全部証明書はオンライン、納税証明書は郵送での取得が可能です。

◎履歴事項全部証明書 ～オンライン申請のご案内(法務局)～

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

◎納税証明書 ～市税の証明をとるには(堺市)～

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html>

(2) 申請書類の入手方法

申請書類の様式類は、下記の堺市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/tyoutatsu.html>

(3) 申請に関する注意事項

①提出された書類は返却しません。

②申請にあたっては、本募集要領のほか、堺市ホームページに掲載している「堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱」をよくご覧になられたうえで申請してください。

(4) 申請手続き

必要書類を郵便にて下記までお送りください。(原則郵送にて申請してください。)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

堺市 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

堺市ベンチャー調達認定制度担当宛

(5) 受付期間

令和6年8月1日(木)～9月20日(金)

※9月20日(金)消印分有効

IV 認定の流れ

(1) 審査

提出書類に基づき審査するとともに、外部有識者等から意見を聴取し認定を行います。

※必要に応じて、申請者へヒアリング等を実施する場合があります。

※審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには、一切応じられません。

(2) 認定

審査結果については、令和6年11月～12月頃(予定)に書面により通知するとともに、市のホームページにおいて認定事業者名、新商品等の名称及び内容等について公表します。

(3) 認定期間

令和9年3月31日(認定された日から2年後の年度末)まで

(4) 認定後

①市は認定事業者が生産又は提供する新商品等の調達に努めます。

(認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。)

②本事業に基づき、市が新商品等を認定事業者から随意契約により購入する場合、契約締結状況等の情報を市のホームページで公表します。

③認定後に認定基準に該当していないことが判明した場合や認定基準を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。

④本事業による認定後の効果や実績等を必要に応じて報告いただくことがあります。

V 問い合わせ

堺市 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

TEL:072-228-7629(直通) FAX:072-228-8816

E-mail:itosoku@city.sakai.lg.jp